

市道掘削復旧基準

都市整備部道路課

【趣旨】

この基準は、道路占用等の工事に伴う市道の掘削及び復旧について、必要な事項を定めたものです。

【掘削】

①転圧の作業スペースを確保するため掘削幅は50cm以上にしました。  
②掘削は道路側溝等から10cm以上離すようにしました。

①掘削の幅は埋戻しの転圧作業幅を確保するため、原則50cm以上を確保してください。また、②道路構造物等に近接する場合は原則10cm以上離し、掘削範囲外に影響を与えないよう施工してください。なお、掘削により道路構造物等に影響を与えてしまった場合は、速やかに応急措置を講じて道路管理者に報告をしてください。

【掘削制限】

道路の掘り返しを防止するため、舗装工事完了後は道路の縦断方向で3年間、横断方向では1年間、掘削は原則禁止です。また、12月1日から3月31日までの冬期間においても道路上の掘削工事は原則禁止です。ただし、次に該当する場合で道路管理者がやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。

- (1) 占用物件の修繕及び事故の復旧工事等で緊急を要するもの
- (2) 水道及びガスの引込み並びに下水道の接続等で市民生活に影響があるもの
- (3) 公共的又は公益的な事業（非営利、非営業）に伴うもの
- (4) その他、道路管理者が緊急を要すると認めたもの

【埋戻し】

埋戻しの一層当たりの敷均し厚さは、路床は20cm以下、路盤は15cm以下で行い、舗装が沈下しないよう入念に締め固めを行ってください。なお、舗装の仮復旧中に著しい沈下や陥没が確認された場合は、原因を調査のうえ、③影響がある層から埋戻しをやり直ししてください。また、土留支保工の撤去は、埋戻し土砂が十分締め固められてから行い、④矢板を引き抜いた隙間は砂等で完全に充填してください。

③沈下した場合の復旧範囲を追加しました。  
④矢板の引き抜きに伴う隙間の埋戻し方法を記載しました。

【道路復旧の原則】

復旧方法は、原状復旧を原則としています。ただし、原状と同等以上の機能が確保され、道路管理者がやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。

【復旧方法】

⑤現状がILBでやむを得ない場合はカラー舗装の復旧も可能にしました。  
⑥車両による自然転圧が見込めない路肩のみの掘削は仮復旧を不要にしました。

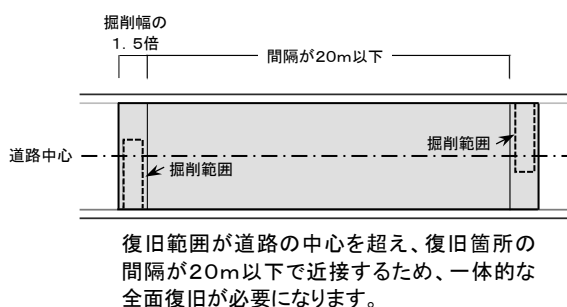
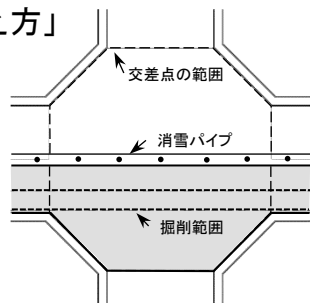
掘削した道路の復旧方法は、掘削前の原状によりアスファルト舗装、コンクリート舗装及び敷砂利に区分され、⑤インターロッキングブロックは道路管理者がやむを得ないと判断した場合、原状に馴染むカラーアスファルト舗装で復旧することも可能です。  
⑥アスファルト舗装の場合、車道を掘削し（路肩のみを掘削する場合は除く）、埋戻し後直ちに掘削の影響を受けない範囲まで表層の仮復旧を行い、2か月間（路床材が改

良土の場合1か月間)の自然転圧期間(期間中は占有者の責任で巡回及び維持管理)を経過した後、舗装の本復旧を行ってください。

舗装の復旧範囲は掘削幅の1.5倍以上を原則とし、復旧範囲が道路の中心を超える場合(超えない場合は半面)、アスファルト舗装の歩道、交差点内及び幅員が4m未満の道路は全面復旧になります。なお、復旧範囲に道路構造物等が含まれ、表層が途切れる場合は、道路構造物等までが復旧範囲となります。

### 「復旧範囲の考え方」

交差点内は全面復旧ですが、消雪パイプで舗装の縁が切れるため、復旧範囲は構造物までとなります。



完了検査後2年以内において工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、占有者の負担において施工してください。また、2年を経過した後であっても、明らかに工事の施工に瑕疵があった場合(工事と道路損傷との間に相当な因果関係が認められる場合)は、占有者に負担を求める場合があります。なお、マンホール周りの路面がマンホールに起因して補修を要する状態になった場合は、占有者の負担において施工してください。

⑦占有者によるマンホール周りの補修を明記しました。

### 【舗装復旧】

舗装の復旧は、最新の舗装マニュアル(新潟県)に基づき施工してください。

以下の記載は、本基準改定時の最新(平成30年4月改定)の内容になります。

⑧舗装マニュアル(新潟県)の改定に合わせて本基準も適用となるようにしました。

### 「アスファルト舗装」

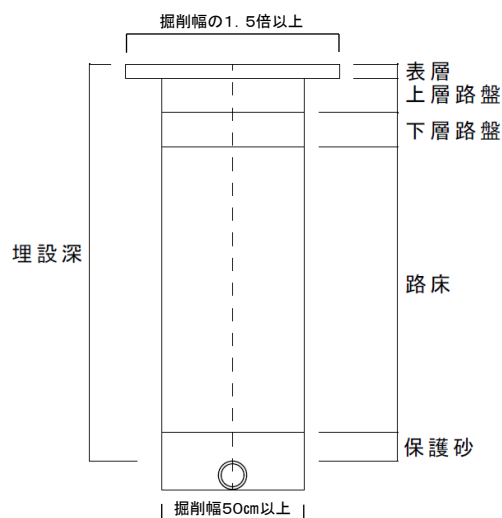
交通量区分：N<sub>3</sub>(計画交通量40～100台未満/日・方向)

設計CBR：6(区間のCBR6%以上、8%未満)

信頼性：道路種別が1級及び2級は信頼性75%、その他は信頼性50%

表層 厚5cm	密粒度アスコン(新20FH) 縦断勾配6%を超える箇所、消融雪施設設置箇所、橋面では密粒度アスコン(新20FH)改質I型を使用
(仮復旧)	<u>(加熱アスファルト混合物)</u>
(仮復旧)	<u>プライムコート(舗装の継目や構造物との接触面にはタックコート)</u>
上層路盤 厚12cm	粒度調整碎石
下層路盤 厚12cm	アスファルト再生クラッシャーラン、再生クラッシャーラン、 <u>クラッシャーラン</u> の順で使用材料を検討
路床 置換工法	<u>CBR20%以上の良質土</u> 又はCBR8%以上の改良土
保護砂	<u>必要とする場合は原則20cm以下</u>

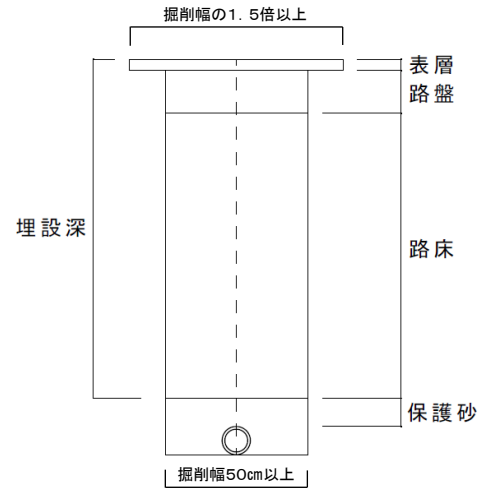
⑨各層の材料や保護砂の基準を見直し、仮復旧の表層は常温合材以外であれば使用可能にしました。



### 「アスファルト舗装（歩道）」

表層 厚 4 cm	透水性舗装：開粒度アスコン（13） その他：密粒度アスコン（13F）
	排水性舗装以外の路盤はプライムコート（どちらの場合も舗装の継目や構造物との接触面にはタックコート）
歩道路盤 厚 15 cm	アスファルト再生クラッシャーラン、再生クラッシャーラン、クラッシャーランの順で使用材料を検討
フィルター層 厚 15 cm	透水性舗装は0.075mmふるい通過量6%以下の材料を使用しフィルター層を設置（路床土が砂質系で路盤の透水性が確保されている場合は除く）
路床 置換工法	CBR20%以上の良質土又はCBR8%以上の改良土
保護砂	必要とする場合は原則20cm以下

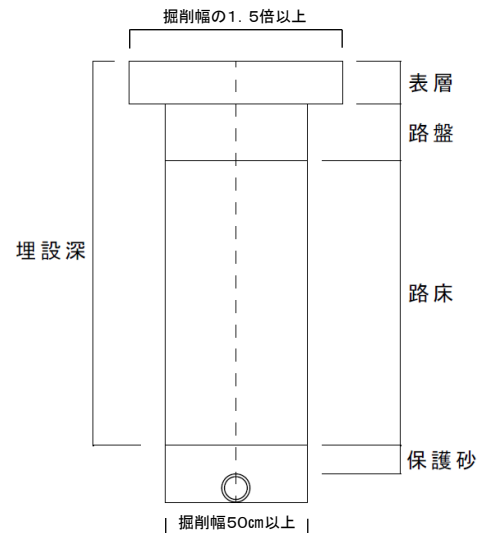
▲⑩各層の材料や保護砂の基準を見直し、透水性舗装の復旧を追加しました。



### 「コンクリート舗装」

表層 厚 15 cm	21-8-40（高炉）W/C60%
	プライムコート
上層路盤 厚 20 cm	粒度調整砕石
路床 置換工法	CBR20%以上の良質土又はCBR8%以上の改良土
保護砂	必要とする場合は原則20cm以下

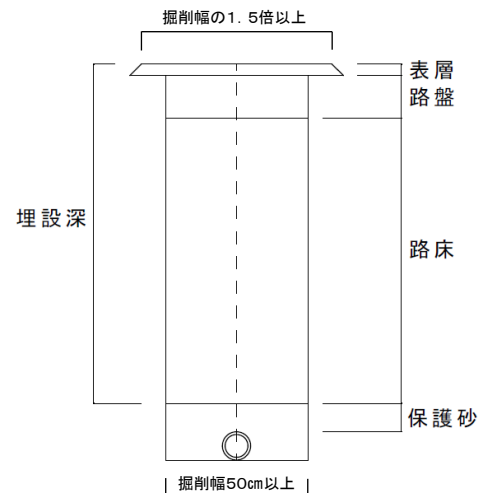
▲⑩各層の材料や保護砂の基準を見直し、道路工事施工承認基準に合わせ、生コンクリートの配合を見直しました。



### 「敷砂利」

表層 厚 4 cm	粒度調整砕石 25 mm
下層路盤 厚 15 cm	アスファルト再生クラッシャーラン、再生クラッシャーラン、クラッシャーランの順で使用材料を検討
路床 置換工法	CBR20%以上の良質土又はCBR8%以上の改良土
保護砂	必要とする場合は原則20cm以下

▲⑩各層の材料や保護砂の基準を見直しました。グリズリアンダー材は最大粒径が40mmであるため表層の厚さから使用できません。



### 附則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。